

**喀痰吸引等研修機関の登録申請手続について**

**1 喀痰吸引等研修を行うには**

喀痰吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、知事の登録を受けた登録研修機関のみが実施することができる。

**2 研修のカリキュラム**

(1) 対象者及び実地研修において習得する特定行為別の研修課程

研修課程	対 象 者	実施できる行為 (実地研修の範囲)
第1号 研 修	不特定多数の者	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻
第2号 研 修		喀痰吸引：口腔内・鼻腔内 経管栄養：胃ろう又は腸ろう
第3号 研 修	特定の者（利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別的な関係性が重視されるケースに対応するもので、具体的には、筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等の療養患者や障害者が「特定の者」に該当。）	以下のうち特定の者に対する実地研修を修了した者 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻

(2) カリキュラム

① 第1号研修

1 基本研修

(講義)

科 目	実務科目	時間数
人間と社会		1. 5
保健医療制度とチーム医療		2
安全な療養生活	○	4
清潔保持と感染予防	○	2. 5
健康状態の把握	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	1 1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	1 0
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8
合 計		5 0

(演習)

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

2 実地研修

行 為	回 数

口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

② 第2号研修

1 基本研修

(講義)

科 目	実務科目	時間数
人間と社会		1. 5
保健医療制度とチーム医療		2
安全な療養生活	○	4
清潔保持と感染予防	○	2. 5
健康状態の把握	○	3
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	1 1
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	1 0
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8
合 計		5 0

(演習)

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

2 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上

③ 第3号研修

1 基本研修

科 目	実務科目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義		2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義	○	6
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	○	
喀痰吸引等に関する演習	○	1
合 計		9

2 実地研修（実施要綱では、実地研修の前に基本研修（現場演習）を実施）

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

### 3 登録研修機関としての登録基準

- (1) 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務科目について喀痰吸引等研修を実施すること。
- (2) 喀痰吸引等に関する実務科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師とすること。
- (3) 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして以下の基準に適合するものであること。

- ① 講師の数は、受講者の人数を勘案して十分な数を確保すること。  
 (説明) 喀痰吸引等研修の実施においては、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう必要な講師数を確保すること。
- ② 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。  
 (説明) 研修に必要な機械器具、模型等の品名及び数量等については、下記の「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」を参照すること。

#### 「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可。
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし分解数は問わない。(第3号研修のみを実施する登録研修機関を除く。)

※ 備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること。

- ③ 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。  
 (説明) 経理の基礎として以下の事項について留意すること。
  - ・当該喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。
  - ・会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
  - ・料金については適当な額とすること。
  - ・料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと。
- ④ 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。  
 (説明) 演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと。
- ⑤ 研修課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。  
 (説明) 研修修了者一覧表により研修修了状況を管理するとともに、基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても、当該研修修了者一覧表において管理すること。

- ⑥ 研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に（少なくとも年1回以上）京都府知事に提出すること。  
（実施要綱 別紙2「喀痰吸引等研修実施結果報告書」）

#### 4 研修実施基準（喀痰吸引等研修の実施に係る義務）

登録研修機関は、公正に、かつ、登録基準（3を参照）及び以下の実施基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

- (1) 研修の内容は、2(2)の各カリキュラムの時間数や回数以上であること。

（説明）実施基準

ア 登録研修機関において、2(2)の内容以上の基準を設けて喀痰吸引等研修を行う場合には、「業務規程」に位置付けるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。

イ 演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、2(2)の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。

- (2) 喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、登録研修機関においては、当該研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備すること。

（説明）～研修段階毎の修得審査～

ア 第1号、第2号研修については、基本研修の(1)講義修了段階、(2)演習修了段階、(3)実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

イ 第3号研修については、(1)基本研修（講義及び演習）の修了段階、(2)実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

※ 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき実施すること。

- (3) 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

（説明）修了証明書の交付

- ・ 喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類については、登録研修機関の長名により、研修修了者に対し修了証明書の交付を行うものとする。

- (4) 研修の一部履修免除

当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

① 第1号研修及び第2号研修

ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者  
⇒（履修の範囲）基本研修

イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者  
⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修

ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者  
⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者  
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修  
（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者  
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

② 第3号研修

ア 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者  
⇒（履修の範囲）基本研修

イ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）  
⇒（履修の範囲）基本研修

ウ 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者  
⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

エ 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

オ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

⇒（履修の範囲）基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

カ 第 3 号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場合

⇒（履修の範囲）基本研修

※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい。

#### (5) 実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。

### 5 研修実施にあたっての留意点

(1) 具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき実施すること。

#### (2) 喀痰吸引等研修の講師

① 3(2)にあるように、喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師は医療従事者に限定される。

なお、第 3 号研修においては、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能である。

② 以下の指導者研修を修了した者が、研修課程に応じて講師となることが必要である。ただし以下の指導者研修修了者に相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師はこの限りでない。

ア 省令別表第 1 及び第 2 の課程による喀痰吸引等研修

(7) 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

(4) 平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

(ウ) 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

イ 省令別表第 3 の課程による喀痰吸引等研修

- (7) 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成 23 年 9 月 14 日障発 0914 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師

(3) 研修の委託等

喀痰吸引等研修については、基本研修及び実地研修のそれぞれについて、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関への委託及び外部講師の招聘は可能。

ただし、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認めない。一部を委託する場合（特に実地研修）は、研修の具体的な実施方法を示すこと。（別途実施機関承諾書が必要）

講師について雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問わないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行うこと。

- (4) 登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対するお手盛り研修とならないよう、公正中立な立場で研修を実施すること。ただし、結果としてそうなることまでを規制するものではない。

6 登録研修機関の登録申請に必要な書類

- ① 登録研修機関登録申請書（様式 10-1）
- ② 設置者に関する書類
  - ア 設置者が法人である場合
    - 法人の定款又は寄付行為
    - 登記事項証明書（「履歴事項全部証明書」の原本に限る、現在事項証明書は不可）
  - イ 設置者が個人である場合
    - 住民票の写し（原本に限る。住所、氏名、生年月日が記載されたもので発行後 6 ヶ月以内のもの。）
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式 10-2）
- ④ 登録研修機関登録適合書類（様式 10-3）
- ⑤ 登録基準に適合することを証する書類

適合要件	書類の記載内容・留意点（参考様式を示している場合は様式番号）
1	研修実施内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、カリキュラム表を作成
2	講師ごとの講師履歴書を作成（有資格者は免許証の写しを添付）
3	① 内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、講師一覧表（担当科目別）を作成
	② 備品一覧表及び図書目録（喀痰吸引等研修に関するもののみで可）を作成
	③ 研修事業に係る収支予算及び財務計画を示す
	④ 2 及び 3 ① で代用可
	⑤ 修了者名簿保管に係るマニュアル等を作成
⑥ 修了者名簿管理簿様式を作成（年度ごとに京都府に提出要す）	

※ その他関連する資料があれば提出のこと

- ⑥ 実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に関する資料とともに実施機関承諾書

## 7 業務規程について

- (1) 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、知事に届け出なければならない。変更しようとするときも同様。
- (2) 業務規程は当該登録研修機関内への掲示、当該登録研修機関で実施される喀痰吸引等研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるように努めなければならない。
- (3) 業務規程の記載内容
- 【法令上の必須項目】
- ア 受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項（研修実施要綱に定めるとおり）
- イ 安全管理のための体制に関する事項
- ウ 料金に関する事項
- エ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- オ 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
- カ その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項
- ・ 研修事業名
  - ・ 研修目的
  - ・ 実施する研修課程
  - ・ 研修講師氏名一覧
  - ・ 実地研修実施先一覧
  - ・ 研修修了の認定方法
  - ・ 受講資格 等
- ※ なお、登録研修機関における喀痰吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法等に関する定めについては、その公平性に留意すること。

## 8 事前協議及び登録申請窓口

- (1) 介護・地域福祉課 介護・障害福祉事業者担当

TEL : 075-414-4672

FAX : 075-414-4572

- (2) 障害者支援課 福祉サービス担当

TEL : 075-414-4596

FAX : 075-414-4597



## 9 その他の手続

### (1) 登録の更新

- 登録研修機関登録更新申請書（様式 12-1）を「5年ごと」に提出
- 更新を受けなかった場合は、5年間の経過により登録の効力を失う。

### (2) 登録の変更

- 登録研修機関変更登録届出書（様式 12-2）を「あらかじめ」提出
- ア 代表者の氏名・住所、事業所の名称・所在地、法人の寄付行為又は定款
  - イ 講師、カリキュラム、使用する施設、実地研修施設・設備、実地研修施設の責任者等

### (3) 業務規程の変更

登録研修機関業務規程変更届出書（様式 13）を「研修業務開始前まで」に提出

### (4) 業務の休廃止

- 登録研修機関休廃止届出書（様式 14）「休廃止する1ヶ月前まで」に提出
- ⇒ 休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能であるが、当初の期間を延長して休止する場合には再度休止届出書を提出する必要がある。
  - ⇒ なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが都道府県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うこととなる。

## 10 その他

### (1) 京都府からの命令

- 適合命令→登録基準に適合しないと認めるとき、適合するための必要な措置を命ずる。
- 改善命令→適正な研修を実施していないと認めるとき、改善への必要な措置を命ずる。

### (2) 登録の取り消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ① 欠格条項（第10-2）のいずれかに該当したとき
- ② 変更届出、業務規程の変更届出、休廃止の届出を行わなかったとき
- ③ 適合命令又は改善命令に違反したとき
- ④ 研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき
- ⑤ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

### (3) 登録内容については、京都府公報に公示するとともに、ホームページに掲載する。